

## ○公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）（抄）

### Ⅱ 新たな公務員制度の概要

#### 3 適正な再就職ルールの確立

##### （4）再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

## ○再就職状況の公表に係る関係府省官房長等申合せ（平成21年8月4日最終改正）

一般職国家公務員の再就職状況については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の25第2項の規定に基づき公表する。

特別職国家公務員については、「中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定）」及び「公務員制度改革大綱（平成13年12月25日 閣議決定）」を踏まえ、再就職の公正性、透明性を確保するため、以下のとおり、再就職状況の公表を実施する。

本申合せは、平成21年8月4日から施行する。

### 1. 公表内容

各府省は、所属の対象職員の再就職について、当該職員の氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、再就職日、再就職承認関係を公表する。

### 2. 対象職員

対象職員の範囲は、本府省の課長・企画官相当職以上の者及び地方支分部局等の本府省課長・企画官相当職以上の者（自衛官を除く。）とする。

### 3. 公表方法

各府省は、所属職員の再就職状況等を勘案し、毎年度1回、過去1年間における所属対象職員の再就職状況を公表するとともに、内閣官房及び総務省はこれを総括して公表する。